

幕別町生活保護制度の活用実態について



問

生活保護制度は低所得者にとって最後のセーフティネットである。

そこで、幕別町の生活保護の制度の実態について伺う。

①幕別町の生活保護の申請にかかわる相談件数と申請受け付け数について伺う。

②生活保護の制度や申請方法を町民に周知するのにあたって、町としてどのような施策・工夫をされているのか伺う。

③幕別町の生活保護受給者のうち、ひとり親世帯・高齢者世帯（単身・夫婦）・障害者世帯の世帯数と割合を伺う。

④幕別町の級地の変更を求めるべきと思うが、町の考えを伺う。

⑤幕別町として国に対し、生活扶助基準の引き下げに反対するべきと考えるが、町としての考えを伺う。

18件、平成18年度25件、平成19年度は11月末現在で15件となっている。

生活保護制度は、相談に来る方の救済措置として最後の砦という認識から、申請する権利を十分尊重し相談にあたるよう心がけており、受け付けないという事例はない。

②生活保護制度は、全ての扶助制度を適用してもなお生活が困窮する方に対し適用させる制度であり、保護制度の内容や申請方法を周知するのではなく、各種社会保障制度の内容等について詳しくお知らせし、困ったときには民生委員に相談するなど、生活困窮者福祉に関する相談窓口の周知を充実させる。

③平成19年4月1日現在の被保護世帯数は164世帯、235人で、ひとり親世帯（母子世帯）は13世帯、7・9%、高齢者世帯（単身・夫婦の区別なし）が78世帯、

47・6%、障害者世帯は65世帯、39・6%、これらに分類できない世帯が8世帯で4・9%となっている。

④各級地は自治体単位で決定され、本町の級地基準は幕別・札内・忠類各地区を包含した町全体での基準となっており、基準と実態はある程度の乖離が生じているが、1,800を超える自治体を地域によつて6段階に分けるという現行の制度内容では、ある程度の幅

母子家庭への

児童扶養手当の実態は

問

厚労省の調査では母子家庭の平均年収が一般家庭の平均所得の37・8%（2005年度）という厳しい水準にある。

そういう中で来年度から実施される予定であった母子家庭への児童扶養手当の削減が凍結されるという与党合意がなされた。そこで幕別町の児童扶養手当の実態について伺う。

①幕別町での児童扶養手当の受給者の所得・児童扶養

は止む得ないと考える。

⑤厚生労働省が設置した「生活扶助に関する検討会」の報告では、全国消費実態調査と基準額を比較したところ、低所得者の生活費より上回ると報告され、厚生労働省では、平成20年度の予算編成で、生活扶助基準額の引き下げが可能とし、具体的な引き下げ額については、激変緩和の措置をとることも伝えられており、今後の方針に注目をしている。

1,720円（扶養児童数により加算あり）で所得額が57万円以下で扶養児童1人が56人、所得額が95万円以下で扶養児童2人が45人、所得額が133万円以下で扶養児童が3人が14人となっている。

一部支給の基本額は、所得に応じて月額41,710円から9,850円まで10円刻みで決定され、平均支給月額33,593円となっている。

②近年の社会状況の変化とともに離婚件数が増加しており、国においては、母子家庭に対する政策を「給付」から「母子の就労・自立の促進」に大きく転換させ、子育て、生活支援、就労支援、経済的支援等の総合的な母子家庭等対策を推進することとしており、手当の削減方針も実質的な凍結との情報があるが、正式に通知されておらず、今後の状況を確認した上で対応を検討したい。

町長

①平成19年11月末現在の受給者数は、全部受給が120人、一部受給が89人、支給停止が25人の合計234人となっている。

全部支給の基本額は、扶養児童1人の場合で月額4